

ブルネイ知的財産庁 (BruIPO: Brunei Intellectual Property Office) と日本特許庁 (JPO: Japan Patent Office) との間の特許審査ハイウェイ・プラスプログラムに関するブルネイ知的財産庁への申請手続(仮訳)

出願人は、日本出願を基礎として、日ブルネイ間の特許審査ハイウェイ・プラス(以下、「PPH プラス」という)プログラムに基づいて、以下の申請要件を満たすブルネイ知的財産庁への出願(以下、「当該出願」という)につき、関連する書類の提出を含む所定手続を行うことで、実質的な審査を経ることのない早期の特許付与を申請することができます。

本 PPH プラスプログラムは、2017 年 10 月 1 日から 3 年間行われ(初期期間)、初期期間又はその後の延長期間の有効期限の 3 ヶ月以上前までに一方の庁から終了の意思が示されない限りプログラム実施期間は 1 年毎に 1 年間自動延長されます。初期期間の後やその後の延長期間中に本格実施をするかどうか、また、どのように行うかを決定するために、本 PPH プラスプログラムの結果を評価します。

PPH プラスプログラムの申請件数が管理可能な水準を超えた場合や、その他の理由により、早期に PPH プラスプログラムを終了することがあります。本 PPH プラスプログラムを終了する場合は、その旨が公表されます。

1. 申請要件

(a) PPH プラスを申請するブルネイ出願および対応する日本出願において、優先日あるいは出願日のうち、最先の日付が同一である。

例えば、当該出願 (PCT 出願の国内移行出願も含む) が、

(Case I) 日本出願に基づいて正当なパリ条約に基づく優先権を主張している出願である (別紙 1 の図 A、B、C)、又は、

(Case II) 日本出願に対する正当なパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている出願である (別紙の図 D 参照)、又は、

(Case III) 日本出願 (PCT 出願の国内移行出願も含む) と同一の優先権基礎出願を有する出願である (別紙の図 E、F、G、I、J、K)、又は、

(Case IV) 優先権主張を伴わない PCT 出願の国内移行出願であって、当該ブルネイ出願および対応する日本出願が同一の PCT 出願の国内移行出願である (別紙の図 H) こと。

(b) 対応する日本出願が存在し、すでに特許査定が通知されていること。

対応する出願には、優先権主張の基礎となる出願、優先権主張の基礎となる日本出願から派生した出願（例えば、日本出願の分割出願又は日本出願に基づいて国内優先権を主張している出願）、PCT 出願の日本国内移行出願があります。

(c) PPH プラスに基づく審査を申請する当該出願のすべての請求項が、対応する日本出願の特許査定された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている。

差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、当該出願の請求項が日本出願の請求項と同一又は類似の範囲を有するか、当該出願の請求項の範囲が日本出願の請求項の範囲より狭い場合、請求項は「十分に対応」とみなされます。例えば、日本出願の請求項において、明細書（明細書及び／又は請求項）に裏付けられている特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。

日本国特許庁で特許査定された請求項に対し、新たな又は異なったカテゴリーの請求項は、十分に対応しているとはみなされません。例えば、日本国特許庁における請求項が製品を製造する方法に関するもののみであり、ブルネイ知財財産庁において、対応する方法の請求項に従属した製品に関する請求項を導入した場合、当該出願の請求項は十分に対応しているとはみなされません。

2. 提出書類及びその提出時期

PPH プラスを申請するためには、ブルネイ特許令第 29 (2) (c) 条に基づく Patents Form 14 の提出と同時に、PPH プラス申請フォーム（別紙 2 を参照）をブルネイ知的財産庁へ提出する必要があります。

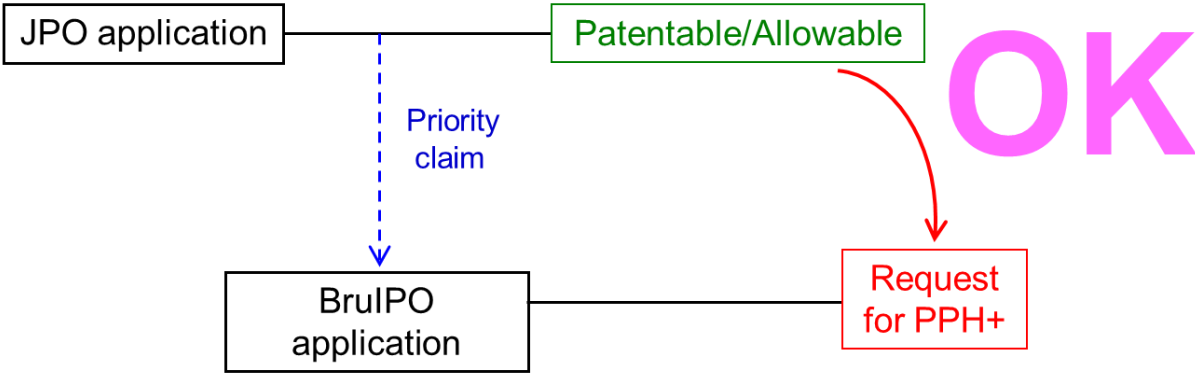
3. PPH プラスプログラムに基づく特許付与手続

ブルネイ知的財産庁は、PPH プラス申請フォームを受けた場合には、PPH プラスに基づく特許付与の対象になる出願であるか否かを判断します。ブルネイ知的財産庁が受理可能と判断した場合には、当該出願に PPH プラスに基づく特許付与の対象案件として特別な地位が与えられます。

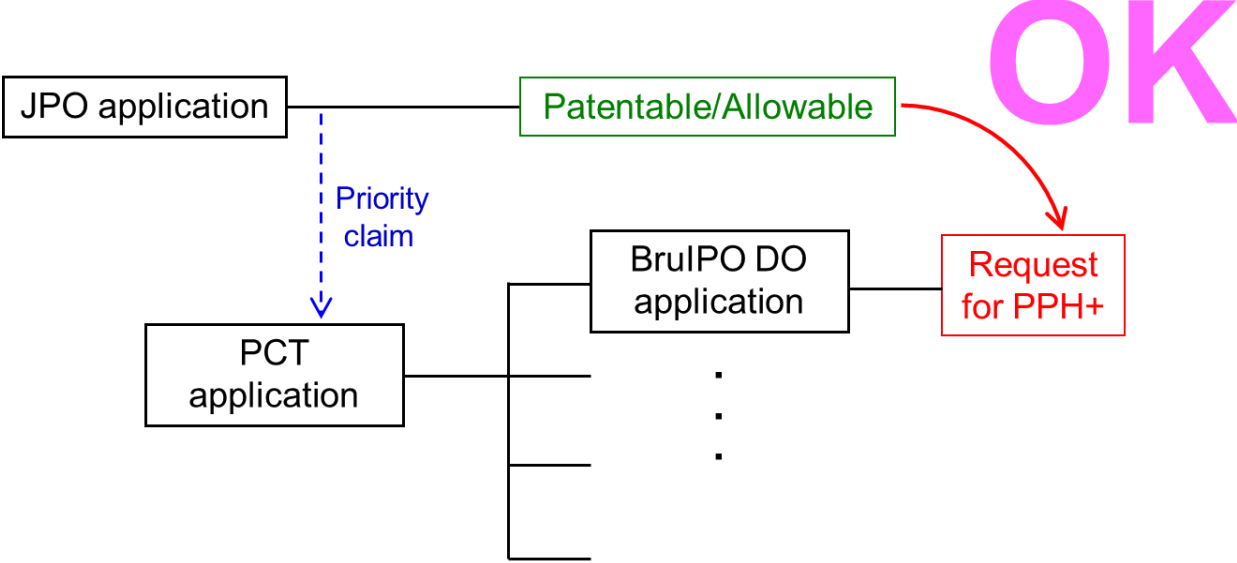
当該申請が上記のすべての要件を満たさない場合には、特別な地位は与えられず、通常のブルネイ知的財産庁の審査プロセスに則って、審査手続がなされます。

PPH プラスに基づく特許付与のための要件が満たされた場合、対象案件としての特別な地位が与えられ、実質的な審査を経ることなく、早期に特許権が付与されます。

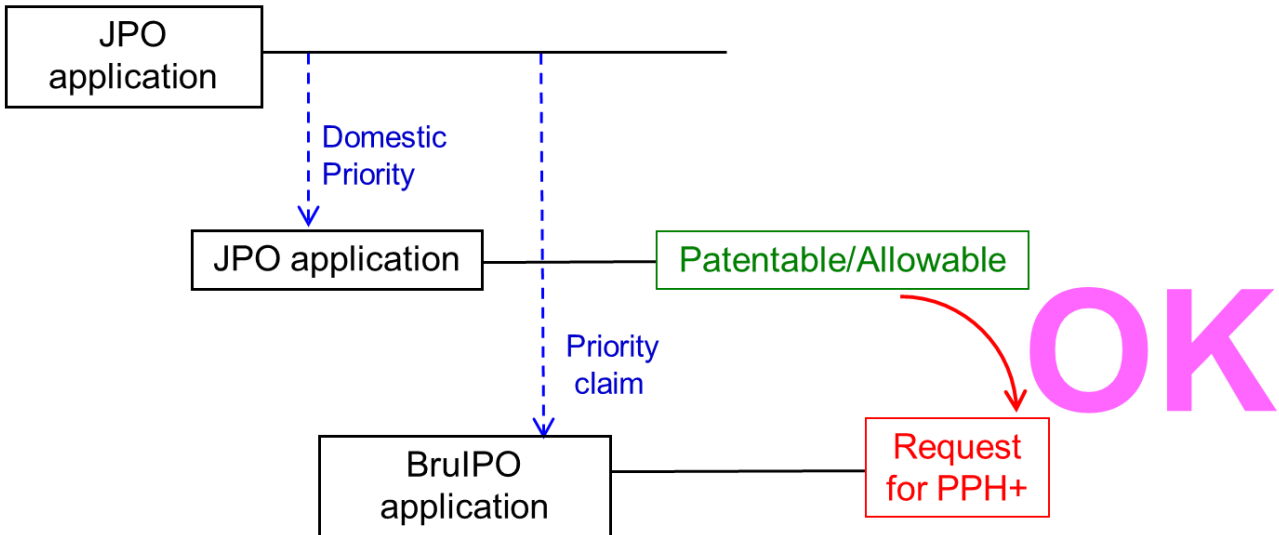
A - Paris route -



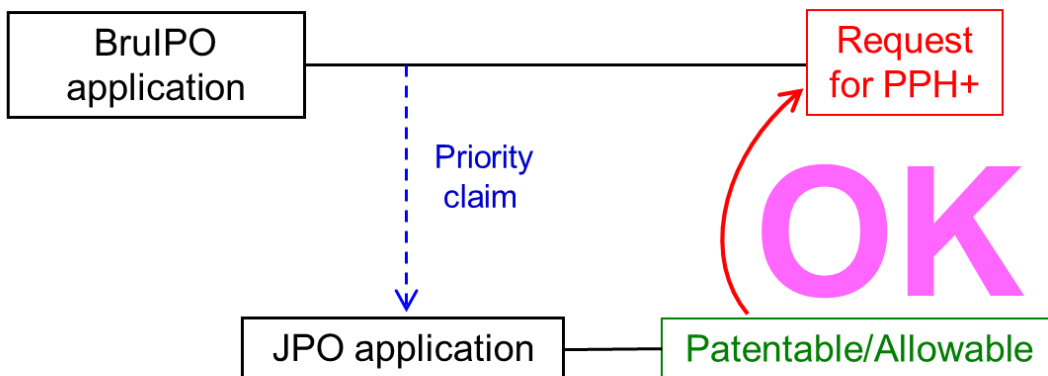
B - PCT route -



C - Paris route, Domestic priority -

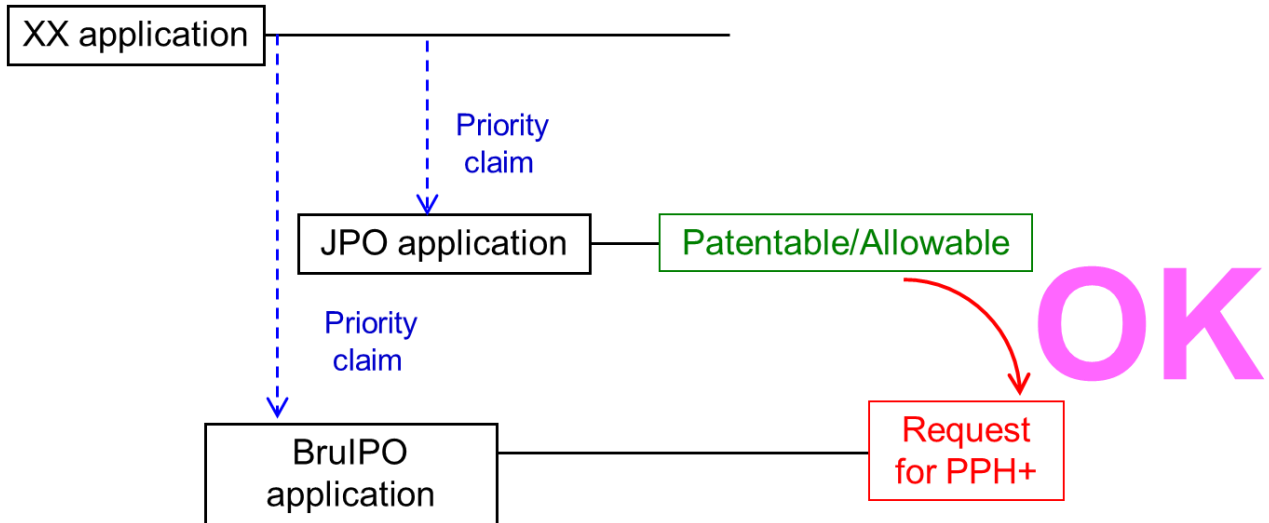


D - Paris route -



E

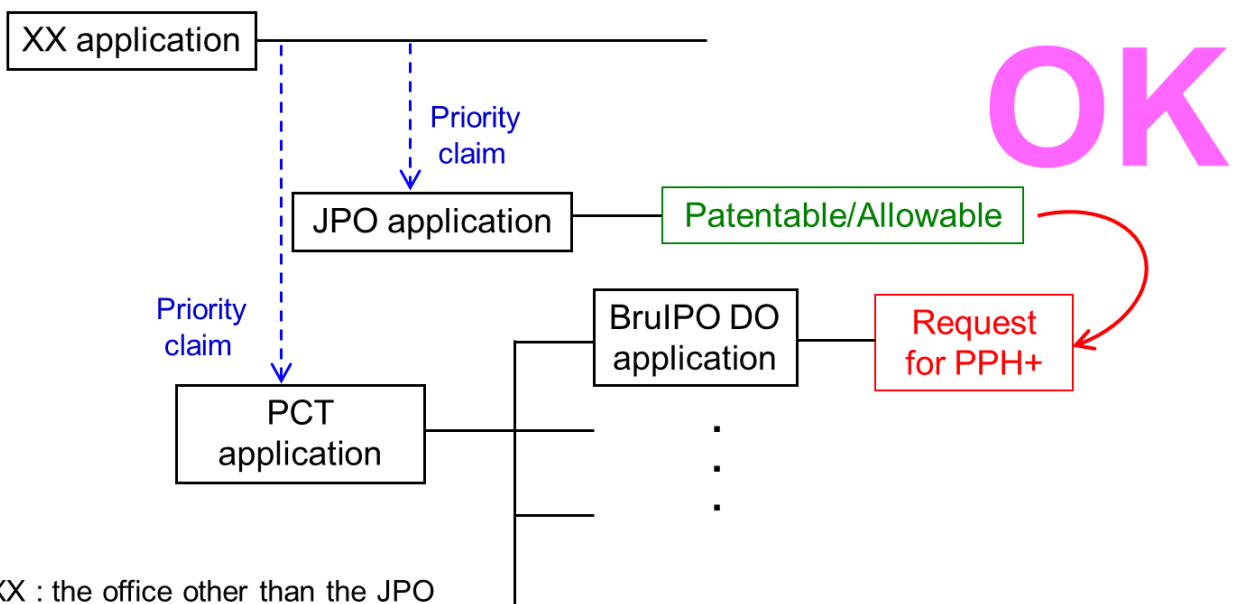
- Paris route,
but the first application is from the third country -



XX : the office other than the JPO

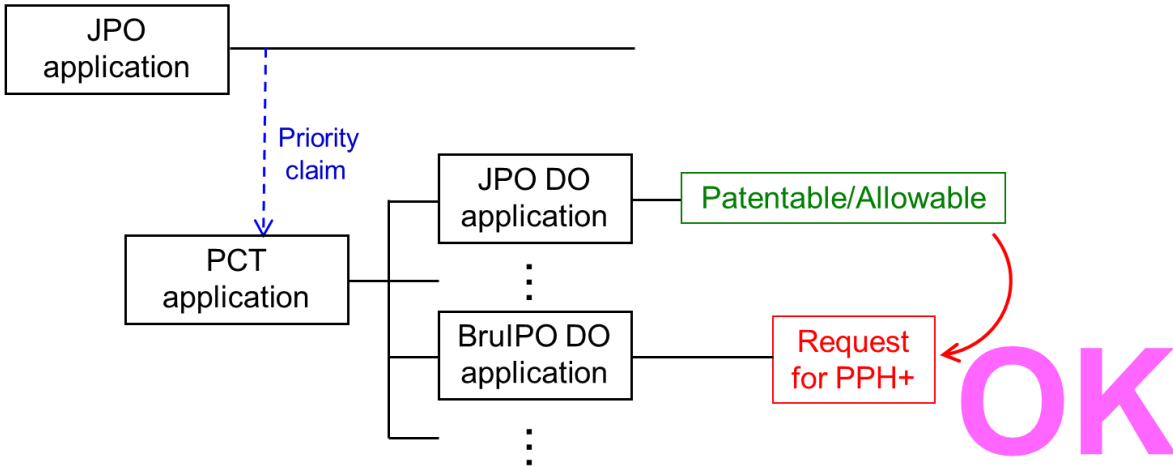
F

- PCT route,
but the first application is from the third country -

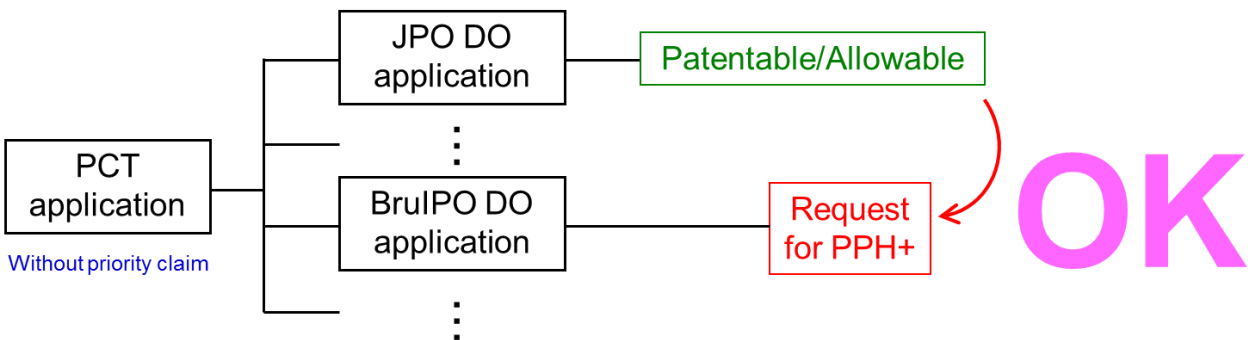


XX : the office other than the JPO

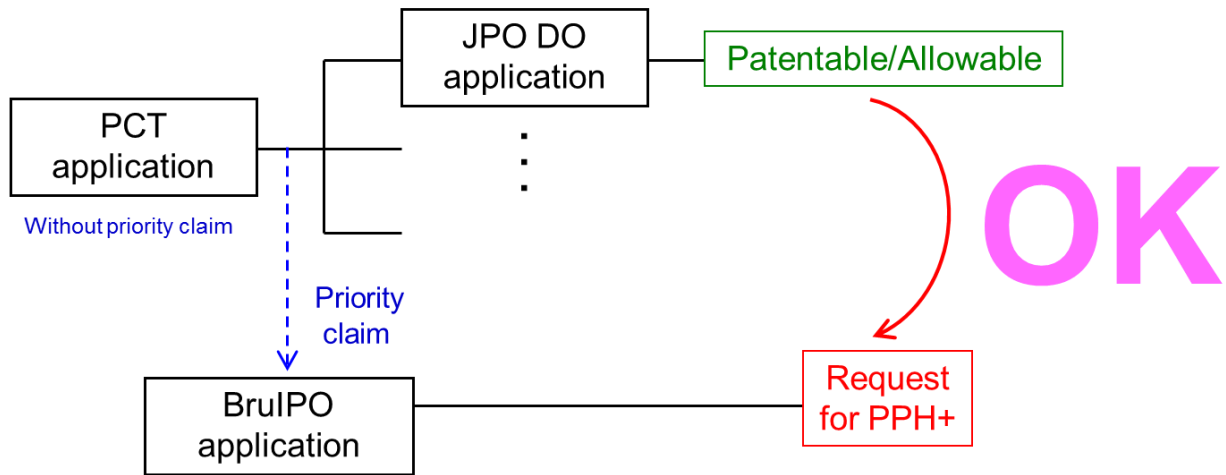
G - PCT route -



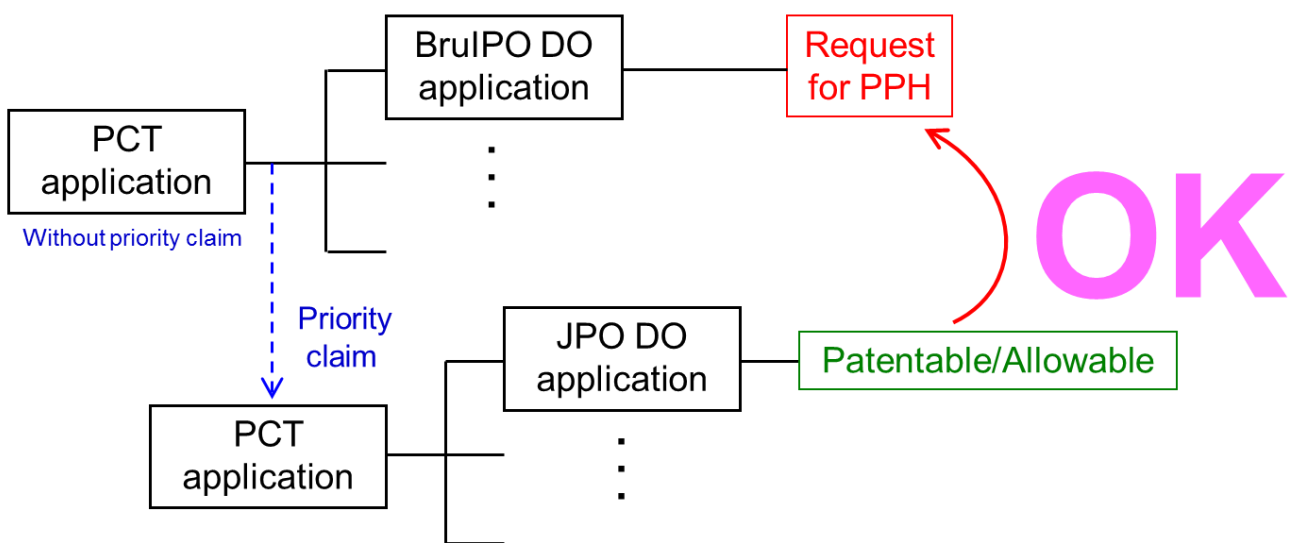
H - Direct PCT route -



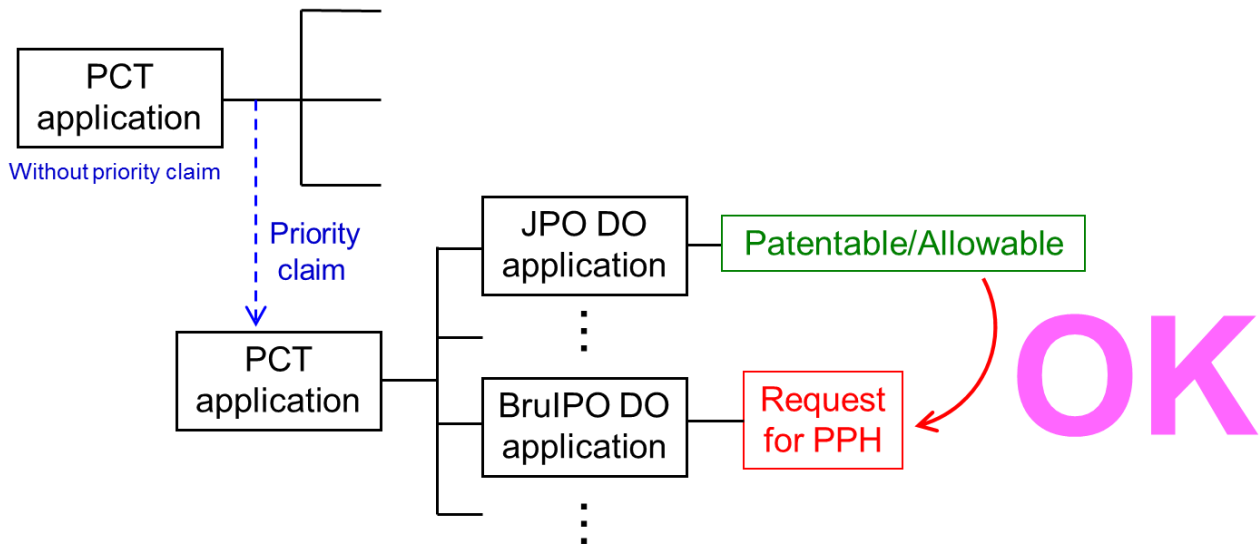
I - Direct PCT & Paris route -



J - Direct PCT & PCT route -



(K) - Direct PCT & PCT route -



別紙 2 : PPH プラス申請フォーム

PPH + request form

Subject: Request for an accelerated examination under the PPH+ program

Date of filing: _____

Application number: _____

Title of the invention: _____

Applicant: _____

This application is an application validly claiming the priority under the Paris Convention to the corresponding JPO application (the application number is _____), and the accelerated examination is requested under the PPH+(plus) program. For this purpose, the following document is attached:

Claim correspondence table

Concurrently with this PPH+ request form, completed Patents Form 14 is filed under section 29(2)(c).

